

ジェームス・P・ピスカトリ著

『国民国家の世界に おけるイスラーム』

James P. Piscatori, *Islam in a World of Nation-States*, ケンブリッジ, Royal Institute of International Affairs/Cambridge University Press, 1986年, viii+193ページ

富田 健次

I 本書の課題と位置づけ

英国王立国際問題研究所が実施したイスラーム復興運動の政治的意味に関する研究プロジェクトはすでに次の2冊, *Islam in the Political Process* (ケンブリッジ, Cambridge University Press, 1983年) と *Islam in Foreign Policy* (同) の形で成果が発表されている。

しかし、イスラームが国民国家やナショナリズムとはたして調和しうるか否か、あるいはムスリム(イスラーム教徒)は超民族統合にむけて歩みつつあるのか否かという問題がなお残っていた。本書はこれらの問題のうち、前者の問題に対する回答であると位置づけられている。

本書の構成は次のようになっている。

- 第1章 現代世界におけるイスラーム解釈
- 第2章 イスラーム復興運動の性格
- 第3章 領土的多様性の理論と現実
- 第4章 国民国家に関する現代の知的合意
- 第5章 国民国家に対する非順応主義者の考え方
- 第6章 発展とムスリム国民国家
- 第7章 結論

II 概 要

第1章で著者はイスラームがもつ柔軟性と多様性について次のように述べる。イスラームの定義について言えることはその変幻自在さと曖昧さにある。アッラーの他に神はなく、マホメットはその預言者であるとする。ことですべてのムスリムは見解を一にする。しかし、それ以外の教条や考え方に関しては見解をほとんど一にしている。これはコーランの解釈自体について言え、これにスンナ(預言者の範例)が加わると解釈の幅はさらに広

がる。

また、これに加えて解釈を誰が行なうかの問題がある。基本的にイスラームでは神と信徒の間に仲介者は存在しないとして信徒各人の自由裁量の範囲が広い。仮に一步譲ってウラマー(イスラーム的識者、宗教指導者)がイェジテハード(法解釈)を行なう権限を有するとしても、イェジテハードによって生じるウラマー間の解釈の差違にいかに対応するか、この差違を解決する権限の所在は曖昧である。事実、イスラーム法学者はイフティラーフ(見解の相違)という形で統一解釈の不可能を認めている。

つまり、イスラームの定義が単純である半面、イスラームは多様性に満ち、時間的にも空間的にも変容可能な性格をもっていると著者は指摘する。

つづいて第2章でイスラーム復興運動の台頭について言及し、次のように論じる。イスラーム復興運動は単なる儀礼を越えて、社会、経済、政治の諸側面におけるイスラームの価値体系を再発見しようとする運動である。これは社会発展の過程に伴った種々の軋轢を触媒としており、その共通項として指摘しうるのは、イスラーム的価値観、被搾取および疎外感、イラン革命からの影響である。

しかし、上述したイスラームのもつ多様性ゆえにこれらイスラーム復興運動も環境や場所によってその形や影響力を異にしており、相互に真の連携関係はないと著者は指摘する。

次に第3章および第4章でイスラーム世界の領土的分裂および国民国家がイスラームにとって受容可能であることを次のように論じる。

まずムスリムはイスラーム初期のウンマ(イスラーム信仰共同体)に関する考え方や実際行動からイスラーム世界の領土的分裂の正統性を見出すことができる。たとえばコーランには相互によりよく認識させるために神が人類を民族や種族にわけたという章句がある。さらに領土的分裂という歴史的現実にはイスラーム法学者の説く行為の合意(ijma' al-fil)を形成し、19世紀にナショナリズムが出現したとき、こうした数世紀にわたる歴史的状況が国民国家受入れの下地をつくっていた。

また、行為の合意に対して知識人は言辞の合意(ijma' al-qawl)を形成している。

しかしながら、領土的分裂と国民国家に対するこうした順応主義を非難する勢力があるとして、第5章ではイスラーム復興運動の共通項ともなっている非順応主義を論じ、その姿勢の特徴を次のように指摘する。

(1) 悲観論的姿勢。イスラーム社会は誤った方向に逸脱し、過激な手段なくしてはこれを是正できないと見る。

(2) ナショナリズムをイスラーム以前のジャーヒリヤ(無明時代)に匹敵すると見る。

(3) イスラーム社会の窮状は西洋的思想や文化に汚染されたためとし、したがって西洋的産物、国民国家の思想を否定しムスリムは単一のウンマを構成すべきであると主張する。

これらの特徴はスンニー派、シーア派の別なく両派に共通であり、また、すべての人は神の前に平等であり、差違を越えて一つのウンマをつくるように命じられているとして、教義的にも裏づけがある。しかし、この非順応主義者の動きには限界があり過大評価をすべきでないとして著者は戒めて、ホメイニー師の例を次のように引いている。

イラン・イラク戦争をホメイニー師はイスラームと不信心者との闘いであると説く一方で、国境は不信心者イラクからの攻撃から護らねばならないとしており、ダール・アル・ハルブ(非イスラーム世界)への敵愾心とウンマへの忠誠を説く半面で、ナショナリスト的思考も併存させている。

このようにムスリムは現実に立脚する姿勢を一方でもっており、彼らの説く教義や理想に目を奪われるべきではないむね、著者は警告する。

さらに第6章で著者は、順応主義と非順応主義の相互作用のなかでムスリムはイスラーム化された国民国家、ムスリム国民国家の受容に向うことになると説き、これはイスラームにおいて法や制度が可変であり、社会の発展や変化が認められていることから可能であるとしている。

たとえばシーア派においてはスンニー派と異なってイェジテハードが公認されており、またスンニー派においてもイェジテハードの門をひらこうとする動きがあると指摘し、加えて保守的ムスリムの代表とも言えるスンニー、ワッハーブ派のサウジアラビアにおいても次のような法変容の手段が認められているとする。

(1) 他の法学派の法解釈の採用(takhayyur)。例は、サウジアラビアが鉱物の所有権問題でマリーキ派の法解釈を採用していること。

(2) 支配者裁量権(siyasa shar'īyya)。例は1931年の商業法や労働法。

(3) 支配者が補完する刑法(takhsis al-qada)。例は控訴裁判制の導入。

(4) 公共利益(maslaha)。

(5) 五範疇中のマンドゥーブ(mandub, 義務ではないが望ましい行為)、マクルーフ(makruh, 禁止されていないが望ましくない行為)を法令に変えること。例は、1962年の奴隷禁止令。

したがって西洋化への反発はあっても国家制度自体を拒否することはなく、また、全体的拒否ではなく部分的拒否であるとし、結論としてイスラームと国民国家は両立しようとしている。

III 本書に対する例証と若干の評価

著者は上記のようにイスラームは国民国家と相容れないものではなく、イスラーム化された国民国家を目指す可能性を指摘している。

これは代表的な非順応主義であるイランに関しても次のような解釈を呈示することにより例証が可能である。

イラン現体制はヴェラーヤテ・ファギーフ体制、すなわちイスラーム法学者が政府を監督する体制と称される。これはホメイニー師が1970年頃に著わしたヴェラーヤテ・ファギーフ論(もしくはイスラーム政府論)を指導原論としている。この論においてホメイニー師は、イスラーム法を施行しイスラームを護持するには王制を廃してイスラーム法学者が監督する政府をつくる必要があるとし、またイスラーム法にはかかる政府をつくる条件が備わっているとした。

このヴェラーヤテ・ファギーフ論を支持する勢力が、1979年の革命とその後の政治闘争を経て81年末に国家権力を掌握するにいたった。この背景には16世紀にイスラーム・シーア派がイラン・サファヴィ朝で国教としての位置を獲得して以降、シーア派イスラーム法学者権力が数世紀にわたって勃興の流れに乗っていたことが指摘される。

しかし、勃興の流れにあったとは言えシーア派イスラーム法学者がイラン革命で国家権力を掌握するに至ったことは新たな矛盾に逢着することをも意味していた。イスラーム法を完全に施行しようとするれば国家運営に支障が生じ、国家運営を円滑に行なおうとすればイスラーム法を変容逸脱させることになるためである。

この矛盾を背景にイラン内部では派閥抗争が生じることになった。社会正義を旗印にイスラーム法の弾力的な解釈と適用を説く改革派とイスラーム法の墨守を盾にして自由経済、すなわち政府の社会経済への介入を阻止しようとする保守派である。この派閥抗争を背景にイラン

現体制では社会経済の枠組を定める基本法案が棚上げのまま空白状態となってきた。たとえば農地再分配法案や労働法、貿易国有化法案であり、また、法案ではないが新5カ年計画も両派の対立のなかで宙に浮いた。

しかし、ホメイニー師はこの現体制が直面する基本的矛盾とこれに派生する派閥抗争に対して、態度を保留し、両派の均衡をとる一方で、かかるイスラーム内部の些細な問題で争うよりもイスラーム自体の敵を前にして団結すべきであるとした。

こうして、シーア派、スンニー派の別を越えてイスラーム全体が西洋的価値体系のもとで危機に瀕しているとし、西洋から導入された民族主義に立脚するイラク・パース党政権による対イラン開戦はまさにアメリカなど西洋が革命すなわちイスラーム的価値体系再建の萌芽を崩壊させるために使喚したものと位置づけを与えた。

シーア派イスラーム法学者権力はその勃興過程で初めて国家権力を掌握するに至ったものの、国家の枠組に束縛されることを避けて、西洋すなわちダール・アル・ハルブとの対峙上、広くイスラーム世界全体、すなわちダール・アル・イスラームを視座の中心に据え、イランというその一部分にすぎない地域を支配する政府がイスラーム法を前にして持つ矛盾に対してはこれを軽視する姿勢をとったと言える。

ところがホメイニー師はこの矛盾が高じて国内の社会経済問題が深刻化するとその視座の中心を大きく移すことになった。1985年末に石油価格が崩落し、以降イランの石油収入が大きく減少したのを背景にしてイラン国内の社会経済問題、インフレーションや失業問題が深刻化する状況が発生した。この解決のためには空白となっている労働法などの社会経済関連の法規をさだめ、そのためには障害となっている一部イスラーム法の桎梏をはずす必要が生じた。つまり、改革派の説く弾力的なイスラーム法の適用が求められることになった。

この状況下で1988年1月、ホメイニー師はマスラハ（イスラーム信仰共同体、ウンマの公共利益）の概念を前面に打ち出して、イスラーム法に対する統治府（ホクマト）の優位性を説き、統治府がマスラハのために必要であると判断すれば、イスラーム法に反する法令であってもこれをイスラーム法に優先させようとする見解を表明した。こうしてホメイニー師はながく続いてきたイスラーム法上の論争と派閥抗争に対して、イスラーム法の弾力的な解釈と適用に途を開く結論を与えた。

これは次の点において重要な意味をもつと考えられる。マスラハはウンマの公共利益を意味するが、この場

合このウンマはダール・アル・イスラーム全体のウンマではなく、実際にはホメイニー師をはじめとするイラン現体制の実効支配下の社会を対象としていること、また、その実効支配体制をホクマトとしてイスラーム法に対する権威づけを行なったことである。

つまり、ホメイニー師はその視座の中心をダール・アル・イスラームからその一部であるイラン現体制実効支配域に移してきたことを意味し、これはとりもなおさず著者ビスカトリが示唆するイスラームの領土的分裂の追認とイスラーム的国民国家への方向に沿った動きと言える。

1988年7月、イランは対イラク戦で国連安保理終戦決議598号の受諾を表明し、同時に国内再建、開発に力を注ぐ姿勢を鮮明に示した。これはこのホメイニー師の姿勢の変化の延長線上、つまりイラン現体制実効支配域のウンマの公共利益を優先するとする立場の延長線上に位置づけるかもしれない。事実、ハメネイ大統領は安保理決議受入後、これを説明してマスラハの概念を前面に打ち出したことで、従来の戦争姿勢から180度転回することになったと述べている。イスラーム法の厳格な墨守とそこから生じる矛盾を軽視したパン・イスラーム主義（ダール・アル・イスラーム主義）からマスラハの概念を軸としたイスラーム的国民国家への転換期にイランはさしかかっているとも言える。

もともと、本書ではイランにおける保守、改革派の争いをイスラーム法の解釈と適用の問題とは別個の単なる政治闘争ととらえ、エージェハードの門が開かれているイランのシーア派の場合は社会の発展とそれに伴った法変容に問題はないとしている。この点評者は本書と見解を異にする。エージェハードの門が開かれているとしても社会発展に対する法の変容には限界があり、これが国民国家への展開を困難にする半面、パン・イスラーム主義とイラン・イラク戦争における強硬姿勢の背景を作り出していたと評者は見る。エージェハードを認めるものの、その対象はコーランやスンナに言及されていない分野に留まるべきで、無制限なエージェハードはコーランやスンナ自体をも損うことになる、と保守派はエージェハードが持つ限界を提示していたからである。

この他にも本書では細部の論証の詰めに異論を提示する余地も残されているが、著者は論証性よりも個人的見解に重点をおいたものである旨を巻頭において断わっている。また、こうした細部の問題点は著者の主張する結論を損うものではないと言える。

（中東経済研究所主任研究員）